

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術件数(2024年1月～12月)

1. 区分1に分類される手術

手術の件数(件)

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	7
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	1
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	32

2. 区分2に分類される手術

手術の件数(件)

ア	靱帯断裂形成手術等	8
イ	水頭症手術等	21
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性手術等	0

3. 区分3に分類される手術

手術の件数(件)

ア	上顎骨形成術等	10
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術

手術の件数(件)

ア	胸腔鏡下、腹腔鏡下手術	87
---	-------------	----

5. その他の区分に分類される手術

手術の件数(件)

ア	人工関節置換術	3
イ	乳児外科施設基準対象手術(1歳未満の乳児に対して行うもの)	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	17
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	4
オ	経皮的冠動脈形成術	29
カ	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
カ	経皮的冠動脈ステント留置術	52